

忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)を踏まえ、忠岡町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進並びに効果検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 金融関係の代表者
- (5) 労働団体関係の代表者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(効果検証会議)

第7条 推進会議には、総合戦略の効果検証を行う会議(以下「効果検証会議」という。)を設置することができる。

2 効果検証会議の委員は、推進会議の委員の中から町長が指名する。

3 効果検証会議に会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

5 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことがで

きないときは、会長の職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進会議における庶務は、政策担当課において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。